

## 平成 31 年度第 1 回 関西圏における消費者動向等調査事業 企画提案募集要領

### 1 目的

この要領は、関西圏における消費者動向等調査事業について、地方自治法第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく随意契約の相手方となるべき者を選定するにあたり、企画提案を募り、応募した事業者から業務委託候補者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

### 2 プロポーザル方式に付する業務に関する事項

#### (1) 業務名

平成 31 年度第 1 回 関西圏における消費者動向等調査事業

#### (2) 業務の内容

平成 31 年度第 1 回 関西圏における消費者動向等調査事業委託仕様書（以下「委託仕様書」という。）のとおり。

#### (3) 委託期間

契約締結の日から平成 31 年 9 月 10 日（火）までとする。

#### (4) 提案上限額

1, 0 8 8 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 3 応募資格及び失格事由に関する事項

#### (1) 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア 県産品全般について知識を有し、現に物販に関する営業又は業務に携わっている者であること

イ 酒類販売を行う場合に必要な酒類販売免許や一部の食品の販売等を行う場合に必要な食品営業許可等、営業に必要な監督官公庁の営業許可等を有している者又は有する見込みである者であること

ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと

エ 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税を滞納していないこと

オ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のない者を除く。）

カ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと

キ 県内に事業所（本店、支店又は営業所）を有すること

ク 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと

ケ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと

コ 次のいずれにも該当しない者であること（地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項第 3 号に規定する者に該当する者を除く。）

（ア）役員等（企画提案応募者が個人である場合にはその者を、企画提案応募者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をい

う。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)であると認められる者

(イ) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

(ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められる者

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者

(オ) 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

## (2) 失格事由

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

ア 本要領に定めた資格・要件が備わっていないとき。

イ 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。

ウ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書が本要領で示した要件に適合しないとき。

エ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。

オ 審査会におけるプレゼンテーションを実施しなかったとき。

カ 5(1)ウ 経費見積書における見積金額が2(4)の提案上限額を上回るとき。

## 4 提案を求める事項

### (1) 管理運営方針

ア 出店にかかる考え方

委託仕様書「4 アンテナショップの設置・運営に関する条件」に定める基本方針を踏まえ、アンテナショップの雰囲気、想定するターゲット、「やまがた」ならではの魅力を提供するための工夫等を自由に提案すること。

イ レイアウト、内装や展示スペースのイメージ

大まかなレイアウトと販売を見込む主な商品、内装や展示スペースのイメージを提案すること。

ウ 収支計画

エ 調査事業にかかる経費見積もり

### (2) 消費者動向等調査に関する具体的な企画案

ア 委託仕様書「5 消費者動向等調査に関する条件」に定める必須調査項目(以下「必須調査項目」という。)に係る調査方法の提案

イ 必須調査項目以外に有益と考える項目、その調査方法の提案

### (3) 事業実施体制等

- ア 組織体制、責任者、担当者及び緊急時の対応等
- イ 過去の実績
- ウ 事業実施スケジュール

## 5 提出書類及び提出方法等

### (1) 提出書類及び提出部数

- ア 参加申込書（様式第1号）：1部
- イ 企画提案書（様式第2号）：8部

企画提案書について、下記に基づき作成すること。なお、様式中に（任意様式）とある項目については、別途任意様式で作成のうえ、当該ページの下に続けて追加すること。

#### (ア) 企画提案書の仕様

企画書はA4版縦長の横書き（片面印刷）とし、左上1箇所をホチキスで綴じること。白黒、カラーは問わない。

#### (イ) 企画提案書に記載すべき事項

「4 提案を求める事項」に記載の内容

- ウ 経費見積書（任意様式）：8部

アンテナショップの設置と運営及び消費者動向等調査と報告のために、県に請求するそれぞれの経費について、委託仕様書「6 費用負担の考え方」を踏まえて、単価や単位を明らかにして見積額（消費税及び地方消費税の額を含む。）とその積算内訳（消費税及び地方消費税の額を含まない。）を記載すること。

- エ 応募者に関する資料：各1部

#### (ア) 事業者概要書（様式第3号）

#### (イ) 法人の登記簿謄本又は登記事項証明書（直近3箇月以内のもの）

#### (ウ) 定款又は寄付行為

#### (エ) 企画提案書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他の当該法人の財務状況を明らかにすることができる書類

#### (オ) 暴力団排除に関する誓約書（様式第4号）

#### (カ) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税を滞納していないことを証明する書類（非課税のものを除く。）

a 山形県税 山形県に納めるべき税に未納の徴収金（納期限が到達していないものを除く。）がない旨の証明書（各総合支庁の発行する直近の証明書。提出日において発行の日から3箇月以内のもの。）

b 消費税 消費税納税証明書（税務署が発行する直近1年間のもの。）

ただし、(オ)及び(カ)については、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第125条第5項に定める競争入札参加資格者名簿に登録されている者は、提出する必要はない。

### (2) 提出期限

- ア 参加申込書

平成31年3月22日（金）午後5時15分

イ ア以外の提出書類

平成31年4月5日（金）午後5時15分

(3) 提出先

「11 担当部局」へ提出すること

(4) 提出方法

持参又は郵送による。参加申込書に限り、電子メールによる提出も可能とする。

ア 郵送の場合は、配達証明付きの書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。

イ 持参する場合は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日を除く午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）に提出先に持参すること。

(5) その他

ア (2)の期限までに参加申込書の提出がない場合には、一旦プロポーザルの実施を中止し、業務の内容等について再検討のうえ、改めて募集を行うこととする。

イ 提案は1事業者につき、1案とする。

## 6 企画提案作成等に係る質問等

(1) 企画提案書の作成等に係る質問等については、別紙「企画提案書作成に係る質問書（様式第5号）」により行う。ただし、質問書の提出は参加申込書又は企画提案書を提出した応募者に限る。

(2) 質問書の提出は、電子メールにより行うものとし、件名を「関西圏における消費者動向等調査事業への問い合わせ」として「11 担当部局」あてに送付すること。なお、電話・来訪など口頭による質問は受け付けない。

(3) 質問書の受付期間

平成31年3月27日（水）午後5時15分までとする。

(4) 質問書への回答

質問書への回答は、下記の回答日に参加申込書または企画提案書を提出した全ての応募者に対して電子メールにて回答する。なお、確認に時間を要する質問についてはやむを得ず回答が遅れる場合がある。

応募者の独自企画に関わることについては、当該質問をした応募者のみに回答する。

第1回 回答日 平成31年3月22日（金）

第2回 回答日 平成31年3月29日（金）

## 7 審査会及び最優秀提案者の決定について

(1) 審査会

ア 企画提案に対する審査は、山形県が設置する「関西圏における消費者動向等調査事業 事業者選定審査会」（以下「審査会」という。）において行い、最も優れた提案を行った者（以下「最優秀提案者」という。）を選定する。また、必要に応じて次点者を選定する。

イ 企画提案書について、プレゼンテーションによる審査を行う。なお提案者が5者程度を超えた場合は、書類審査による第1次選考を実施する場合がある。

(2) プレゼンテーション審査の実施方法

ア プレゼンテーション審査は、平成31年4月15日を予定しているが、詳細な日程は後日参加申込書を提出した者に対して連絡する。

イ 時間は1提案者につき30分（プレゼンテーション15分以内、質疑等15分以内）の予定であるが、提案者数に応じて変更する場合がある。

ウ 審査会の出席者は1提案者につき3名以内とする。

(3) 評価基準

評価基準は以下のとおりとする。

評価項目		審査の視点
企画提案等	1 事業への理解	事業の目的について、十分に理解しているか
	2 企画	調査に係る手法は、関西圏の消費者動向等の把握に効果的かつ適切なものであるか
		販売する商品は、調査のために有用な品目数、量を満たすものとなっているか
		アンテナショップの外観・内装が、人目を引き、県のPRに適したものであるか
3 独自提案	目的達成に向けて有用な独自の提案となっているか	
業務遂行能力	1 実施能力	業務全体を円滑かつ安定的に遂行できる事業実施体制及び受託能力があるか
	2 計画性	事業実施スケジュールは適切か
	3 危機管理	担当者の守秘義務や、個人情報への取扱い、苦情処理体制など業務を適切に遂行する体制を整えているか
	4 実績	過去2年以内において、類似の事業を行った実績があるか
経費	1 妥当性	事業の遂行に支障のない妥当な収支計画であるか
		経費見積もりの積算根拠は、事業に必要な経費が明確かつ妥当に示されているか
2 優位性	提案内容に比して、経費見積もりが経済的であるか	

(4) 最優秀提案者及び次点の提案者の決定等

ア 提案者によるプレゼンテーションを受け、上記(3)の評価基準に基づき審査し、審査員の評価点の合計が最高点の者を、最優秀提案者として選定する。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、審査員の合議により決定するものとする。

イ 最優秀提案者に次いで評価点の合計が最高点の者を、次点者として選定する。

ウ 提案者が1者のみの場合でも、審査員の評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できるものであると判断できるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。

エ 提出された提案の全てが、契約の目的を十分に達成できないものであると判断したときは、最優秀提案者を選定しない場合がある。

## 8 委託契約について

- (1) 審査結果に基づき、最優秀提案者と業務委託締結に向けた手続きを行う。
- (2) 最優秀提案者と業務委託契約締結条件等で合意に至らなかった場合、あるいは、最優秀提案者が応募に関する事項の失格事項に抵触し、失格することが後日判明した場合は、その者との契約の締結を行わず、次点者と契約の締結に向けた手続きを行うことがある。

## 9 スケジュール

平成 31 年 3 月 12 日 (火)	公募要領配布開始、質問書受付開始
3 月 22 日 (金)	参加申込期限 質問書・第一回回答日
3 月 27 日 (水)	質問書受付期限
3 月 29 日 (金)	質問書・第二回回答日
4 月 5 日 (金)	企画提案書提出期限
4 月 15 日 (月)	審査会
4 月中旬	最優秀提案者の選定及び各事業者あて通知
4 月中下旬	県及び運営会社との契約締結
6 月 25 日 (火)	会場設営準備
6 月 26 日 (水)	出店 (~ 7 月 9 日) 出店期間終了後、受託者は調査結果報告書を作成
9 月 10 日 (火)	委託期間終了 (受託者は業務完了報告書を県に提出)

## 10 その他

- (1) 提出書類の作成及び提出等に要する経費はすべて提案者の負担とする。
- (2) この要項に定めのない事項については、別途協議のうえ決定する。
- (3) 提出書類は返却しない。また、必要に応じて複写を行う場合がある。
- (4) 提出期限後における提出書類の再提出、差換えは一切認めない。
- (5) 募集及び契約については、県の都合により事業停止する場合があります。
- (6) 当該公募を行う事業に係る予算が成立しない場合は、この公募は効力を有しない。
- (7) 参加申込書または企画提案書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面により「11 担当部局」に提出すること。
- (8) 本事業の応募のために得た情報については、第三者への公表等の他の目的に使用することはできない。

## 11 担当部局

山形県商工労働部商業・県産品振興課 県産品振興担当

住 所：〒990-8570 山形市松波二丁目 8 番 1 号 (県庁 8 階)

電 話：023-630-2498 F A X：023-630-3371

E-mail: ホームページの「この記事に対するお問い合わせ」から送信してください。